主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A、同Bの弁護人松山一忠の上告趣意は、違憲をいうが、その実質は量刑不当の主張に帰するものであつて、上告適法の理由にならない(実刑の言渡と憲法一三条について、昭和二二年(れ)二〇一号同二三年三月二四日大法廷判決参照)。 被告人Cの弁護人埴渕秀雄の上告趣意第一点について。

食糧管理法が、憲法二五条に違反するものでないことは、当裁判所屡次の判例とするところであり(昭和二二年(れ)三四二号同二三年一二月八日大法廷判決、集二巻一三号一七一一頁以下参照)、今これを改める必要は認められないから、論旨は採用することができない。

同第二点について。

所論は、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当 らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員―致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年一月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	井	上		登
裁判	官	島			保
裁判	官	河	村	又	介
裁判	官	小	林	俊	Ξ
裁判	官	本	村	善太	郎